

「障害程度区分問題についての考察 その①」

人間は、自分を取り囲む様々な事柄を理解しようとするとき、同じ範疇に属する事象の中でどのような位置にあるかを確認しようとする。すなわち一定の規範の中で座標に位置づける作業を行うのである。障害程度区分も同様に様々な規範において試行されてきた。今回は知的障害者の障害程度区分の変遷をたどってみよう。

戦前は「白痴・痴愚・魯鈍」というように非常に差別的な文言で区分されていた。これは「職業を営む能力」の有無によって分類し、しかも「福祉的見地」からでなく、あくまでも「社会防衛的見地」から経済政策・社会政策・刑事政策の対象とされていた。したがって知的障害者は恣意的に烙印を押されることになり、冤罪事件などが頻出した。戦後になると、昭和35年に「精神薄弱者福祉法」が制定され、全国共通の尺度が必要となってきた。

現在多くの国民が知っている指標が①「IQ(知能指数)」と呼ばれるものである。これは共通のテストにより、同世代の標準知能指数を一〇〇とした標準偏差による偏差値である。テストの意味を理解することができない最重度障害者の場合は「測定不能」となる。他に「大島分類」「ビネー式」など、障害の程度を学究的見地から数値化したものもある。しかしこの指数は障害者の暮らしにおいてはほとんど意味をなさないものであった。

昭和六一年に②「障害基礎年金区分(二段階)」が設けられた。障害者の所得保障を「現金給付」するもので、満二〇歳から給付される。一級(月額約八三〇〇〇円)二級(月額約六六〇〇〇円)に区分されるが、この金額はわが国のナショナルミニマム(最低限の暮らしに必要な水準)である「生活保護給付費」の水準を大きく下回っている。

「現物給付」としての福祉サービスの種類を規定したものが、都道府県ごとに決められた③「療育手帳制度(三から四段階)」である。都道府県の独自施策を利用する際のサービスの種類が規定される。この手帳は知的障害と認定された段階で交付される。

二〇〇三年四月から導入されたものが④「支援費制度障害程度区分(三段階)」である。全国共通の施設サービスや居宅サービスを利用する際の利用者に対する「現金給付額」が区分ごとに設定される。しかし支援費制度は「応能負担」であるので利用者負担額は〇円と認定され、福祉事業者に対しては「代理受領」という形で事業報酬が十割支払われ、ほとんどの障害者が無料でサービスを受けることができた。

そこで今回「障害者自立支援法」施行によって⑥「**障害者自立支援法障害程度区分(七段階)**」が提示された。

以上のべた五種類の障害程度区分は、供給できうる公的資金及び社会サービスの総量を障害者に再配分する際、「障害程度区分を変数として自由に設定できる」という特徴を持つ。戦後の高度成長期からバブル景気に沸いた一九八〇年代までは障害程度区分はそのままで、給付量・給付額を調整することで事がすんだ。しかし膨大な財政赤字を抱え景気が停滞し、社会保障費が増大するという現在、従来の障害程度区分では微調整が不可能となり、介護保険制度で検証済みの程度区分を障害者にも適用し、柔軟性のあるものにしようと策案されたのが今回の七段階の「障害者自立支援法障害程度区分」なのである。したがって区分システムが障害のある当事者、事業者の利害とは別の次元で策定されているので、当然両者にはストレスが生じる。さらに事業報酬額が上がることは利用者負担金額の増額につながり、両者の相克関係も顕著になってきた。次回はこれらの諸問題について言及していきたい。

文責:いぶき はやしもりお